

第五次郡山市子ども読書活動推進計画の概要

1 郡山市子ども読書活動推進計画について

平成13（2001）年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもが読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的として、平成17年3月に「郡山市子ども読書活動推進計画」を策定。

計画の位置づけ

- 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「福島県子ども読書活動推進計画」を参酌
- 市の「郡山市まちづくり基本指針」「郡山市教育振興基本計画」等の関連計画と整合

2 本市の子どもの読書活動の現状と課題

◆子どもの読書活動の現状

出典) 全国：「学校読書調査」全国学校図書館協議会（小学生は4～6年生のみ）
県／市：「読書に関する調査」福島県教育委員会

【不読率（※）の推移】

※1ヶ月の読書冊数が0冊と回答した人の割合

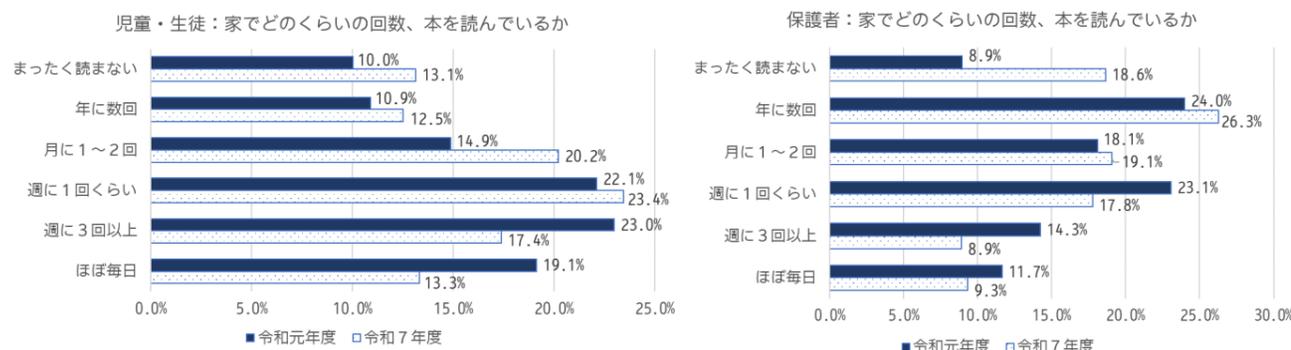


本市小学生は令和2年度と比較し不読率が増加。読まない理由として、他のことに時間を取られており、読書機会の減少に影響している。

◆アンケート結果から（前回策定時との比較）

「第五次郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関するアンケート」より
児童・生徒：小学4～6年生および中学生、保護者：児童・生徒の保護者

【家でどのくらいの回数、本を読んでいるか】



児童・生徒、保護者ともに本を読む頻度が減少しており、特に保護者の不読率が2倍以上に増加している。

- ▽ 学校…小学生はわずかに増加したが、中学生は改善されている。
 - ▽ 家庭…家で本を読む頻度が減少、特に保護者の不読率が大幅増加
- 保護者を含めた読書習慣の意識づけが必要

計画の方向性

- ▼ 推進基盤（図書館／地域／学校等）ごとに目標を定め、第四次計画の取組を充実
- ▼ 社会変化を踏まえた取組の推進（多様な子どもたちに対応した読書環境の充実等）

3 第五次郡山市子ども読書活動推進計画の構成

計画期間 令和8（2026）年度 から 令和12（2030）年度 までの 5年間

基本理念

全ての子どもたちの読書活動を推進し、持続可能な社会の作り手としてその資質・能力を育む

基本方針1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

図書館	一人ひとりの要望に応える幅広い蔵書と催しで、「いつでも、どこでも、だれでも」数多くの本に触れる機会を提供します。
地域	各施設の特徴を活かし、様々な読書体験ができる機会の充実に努めます。
学校等	乳幼児期から青年期まで発達段階に応じた読書体験を実現し、自主的な読書習慣の確立に努めます。

具体的取組

- ・おはなし会や読み聞かせ活動の充実
- ・多様な子どもたちが読書を楽しめる環境の整備
- ・公立図書館の蔵書の充実
- ・アクセシブルな電子書籍やICTを活用できる児童書の整備

拡充
拡充
拡充
継続

基本方針2 図書館・地域・学校における連携の推進

図書館	子どもの読書推進における中心的な役割を担うため、幅広い蔵書と利用促進体制を整えて、各種連携・支援を行います。
地域	公立図書館との連携により、訪れる子どもや保護者が読書に親しみきっかけ作りに取り組みます。
学校等	学校及び公立図書館を活用し、児童生徒の興味や学習意欲に応えるよう努めます。また、ボランティア等との連携を図ります。

具体的取組

- ・幼稚園、保育所、学校等への団体登録と団体貸出の促進
- ・各種施設（博物館・文学館・美術館等）企画展の関連図書の展示（MLA連携）
- ・学校図書館との意見交換会の開催
- ・育児教室等での公立図書館職員による啓発活動

拡充
拡充
新規
新規

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

図書館	読み聞かせボランティアの育成をはじめ研修会等を実施し、地域で活躍できる人材の資質向上や保護者への啓発を行います。
地域	各種事業等を通して職員間や保護者へ情報共有・発信を行い、読書推進の意識の醸成に努めます。
学校等	教職員や保護者の読書推進への理解を促進し、学校行事や図書委員会活動を通して児童生徒の自発的な活動を支援します。

具体的取組

- ・こども司書養成講座の開催と公立図書館に関する意見の活用
- ・市内の3歳児健診でおすすめ絵本のリストを配布
- ・図書委員会活動等による児童生徒の積極的な参画の推進
- ・読書活動との連携を図った表現活動の奨励

拡充
拡充
拡充
拡充